

# 建築物の中間検査制度について

〔 概 要 版 〕

平成19年5月 制定  
平成25年5月 改訂

秋田市建築指導課

## 1 はじめに

中間検査制度は、平成7年の阪神・淡路大震災により多くの建築物が倒壊するなどの被害が発生したことを背景として、平成10年6月に建築基準法の一部改正により導入された制度です。

秋田市では、平成19年5月から建築基準法第7条の3の規定に基づく中間検査を実施しており、今後も安全を中心とする建築物の質の確保や適切な維持保全を図ることが必要であることから、全市域を対象とし、中間検査を継続して実施します。

中間検査を行うことにより、工事監理者による工事監理や工事施工者による施工管理の状況を早い段階で確認するため、よりの確に建築物の安全性を確保することができます。

### 建築基準法（抜粋）

（建築物に関する中間検査）

**第7条の3** 建築主は、第6条第1項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程（以下「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

- 一 階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程
- 二 前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程

### 建築基準法施行令（抜粋）

（工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程）

第11条 法第7条の3第1項第一号の政令で定める工程は、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程とする。

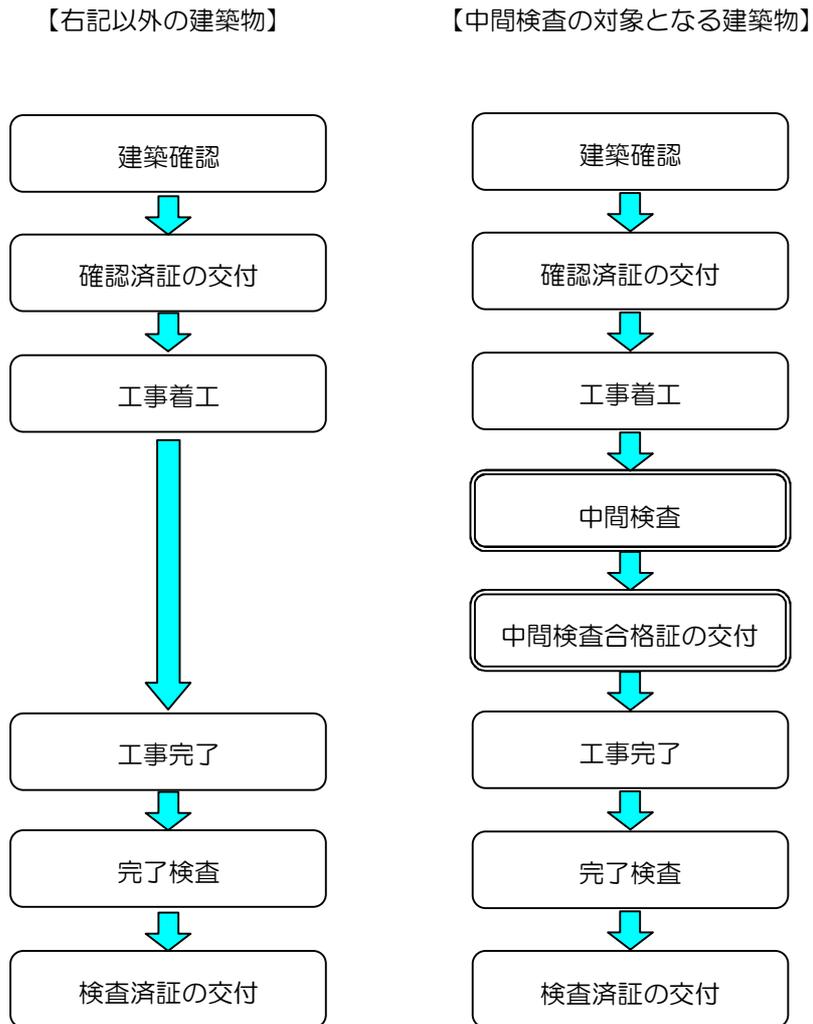
（中間検査合格証の交付を受けるまで施工してはならない工程）

第12条 法第7条の3第6項の政令で定める特定工程後の工程のうち前条に規定する工程に係るものは、2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程とする。

## 2 中間検査とは

中間検査とは、建築物について従来から行われている完了検査のほかに、完了時点で見えなくなってしまう部分を、工事の途中において、建築主事や指定確認検査機関が建築基準法関係規定に適合しているかを検査するものです。

なお、中間検査の対象となる建築物は、中間検査を受けて中間検査合格証が交付されてからでなければ、次の工程に進むことができません。



### 3 指定する内容

ここで示す内容は、建築基準法第7条の3第1項第二号および第6項の規定により秋田市が指定する特定工程および特定工程後の工程です（建築基準法第7条の3第1項第一号の政令で定める工程および同条第6項の政令で定める特定工程後の工程に該当するものを除く）。

#### (1) 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

##### ① 構造

新築される建築物で、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造など、すべての構造を対象とします。

##### ② 用途・規模

ア 一戸建ての住宅、長屋、店舗や事務所などを兼ねる併用住宅、共同住宅で地上3階建て以上の建築物  
イ 不特定かつ多数の方が利用する特殊建築物（法別表第1（い）欄(一)項から(四)項に掲げる用途（共同住宅を除く。））で、地上3階建て以上かつその用途の床面積が500㎡を超える建築物を対象とします。

##### 【不特定かつ多数の方が利用する特殊建築物の例】

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、患者の収容施設がある診療所、ホテル、旅館、下宿、寄宿舍、老人福祉施設、学校、体育館、スポーツ場、展示場、遊技場、百貨店、マーケット、店舗等その他これらに類するもので政令に定めるもの

(2) 指定する特定工程（中間検査をする時期）

ア 木造は、構造耐力上主要な軸組工事、又は耐力壁工事  
イ 鉄骨造は、1階の建て方工事  
ウ 鉄筋コンクリート造は、2階の床、梁の配筋工事  
など、完了検査では目視できなくなる部分の工事を検査します。

(3) 指定する特定工程後の工程（中間検査の合格後にできる工事）

ア 木造や鉄骨造は、壁の外装工事又は内装工事  
イ 鉄筋コンクリート造は、2階の床および梁のコンクリート  
打込み工事  
などを、中間検査の合格証の交付を受けた後でなければ工事することができない部分として指定します。

(4) 適用の除外（対象としない建築物）

国や県・市などの建築物、国が型式適合認定した建築物、仮設建築物、丸太組構法の建築物、住宅性能評価書の交付を受ける建築物、住宅瑕疵担保履行法による現場検査を受ける建築物などについては、中間検査の対象から除きます。

(5) 適用（適用となる時期）

平成25年7月1日以後に確認申請が提出された建築物について適用されます。

#### 4 検査対象面積と検査申請手数料について

##### (1) 検査対象面積

特定工程に達した段階で施工されている床面積の合計とします。  
鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造および混構造その他の構造にあっては、中間検査に係る特定工程部分（2階）まで床があるものとして床面積を算定します。  
木造にあっては、軸組（枠組壁工法にあっては耐力壁）工事を完了した部分の延べ面積が中間検査の対象床面積となります。

##### (2) 検査申請手数料

中間検査の申請手数料は、中間検査申請1件につき、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じた下記表のとおりです。

中間検査対象床面積の合計		中間検査申請手数料
30 m <sup>2</sup> 以内		12,000 円
30 m <sup>2</sup> 超え	100 m <sup>2</sup> 以内	14,000 円
100 m <sup>2</sup> 超え	200 m <sup>2</sup> 以内	21,000 円
200 m <sup>2</sup> 超え	500 m <sup>2</sup> 以内	28,000 円
500 m <sup>2</sup> 超え	1,000 m <sup>2</sup> 以内	49,000 円
1,000 m <sup>2</sup> 超え	2,000 m <sup>2</sup> 以内	66,000 円
2,000 m <sup>2</sup> 超え	10,000 m <sup>2</sup> 以内	151,000 円
10,000 m <sup>2</sup> 超え	50,000 m <sup>2</sup> 以内	251,000 円
50,000 m <sup>2</sup> 超え		519,000 円

##### (3) 2以上の工程が存在し、特定工程の到達時期が異なる場合

2以上の工程が存在し、特定工程の到達時期が異なる場合は、それぞれの特定工程ごとに中間検査を行います。  
この場合の検査申請手数料は、それぞれの工程における検査対象部分の床面積に応じて算出します。